

川崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する条例の制定について

川崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項の規定に基づき、市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について必要な事項を定めるものとする。

(食品衛生検査施設の設備)

第2条 食品衛生検査施設には、理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けるものとする。

2 食品衛生検査施設には、純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条第1項の製品検査及び試験（以下「製品検査等」という。）を行うために必要な機械及び器具を備えるものとする。

(食品衛生検査施設に配置する職員)

第3条 食品衛生検査施設には、製品検査等を行うために必要な職員を置くものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

食品衛生法施行令第8条第1項の規定に基づき、市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。